

【固定資産税の特例】（地方税）

概要

- ・ 中小事業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画書に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減される税制措置

指定期間

- ・ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

条件（LED照明の場合“設備の種類：建物附属設備”に該当）

- ・ 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし）
- ・ 旧モデルと比較し消費電力が年平均1%以上向上していること
- ・ 最低取得価格600,000円以上（製品代のみ）であること
- ・ 器具一体型の製品のみ対象

高天井LED【SKY】

高天井LED【CORE】【High Grad】【Value PLUS】TUシリーズ・NAシリーズ

LED小型投光器

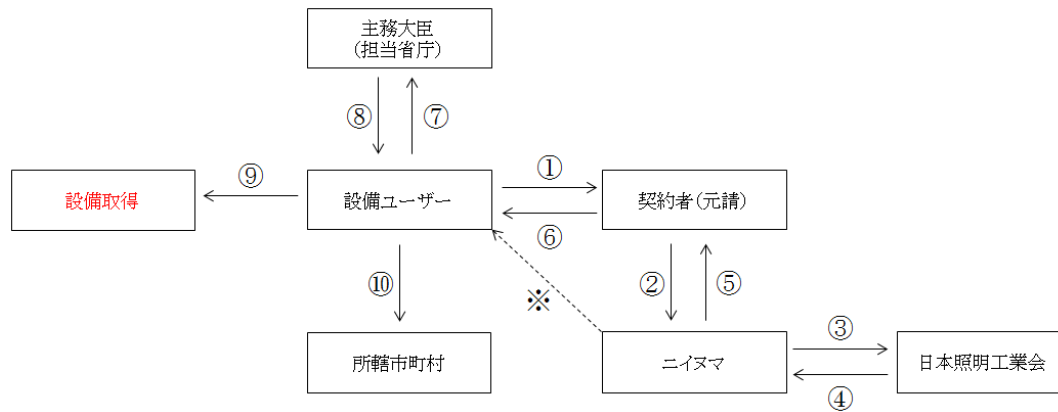
LEDベースライト

- ・ 建物に付帯する照明設備であること（屋内であること）

税制措置

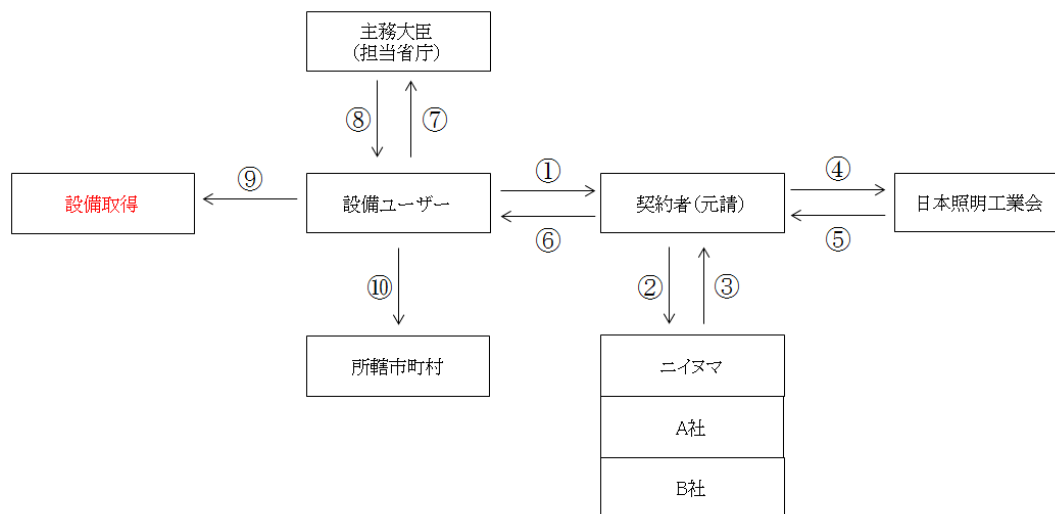
- ・ 固定資産税が3年間2分の1に軽減

手続きスキーム ①（ニイヌマ製品のみで条件を満たす場合）



- ①設備ユーザーより契約者（元請）へ証明書発行の依頼
- ②契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
- ③ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
- ④日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の郵送
- ⑤ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
- ⑥契約者（元請）より設備ユーザーへ証明書の郵送
- ※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
- ⑦設備ユーザーより主務大臣（担当省庁）へ計画の申請
- ⑧主務大臣（担当省庁）より設備ユーザーへ計画の認定
- ⑨設備ユーザー設備取得（例外あり）
- ⑩設備ユーザーより所轄市町村へ税務申告

手続きスキーム ② (複数メーカー製品で条件を満たす場合)



- ①設備ユーザーより契約者（元請）へ証明書発行の依頼
- ②契約者（元請）より各メーカーへ根拠資料提出の依頼
- ③各メーカーより契約者（元請）へ根拠資料の提出
- ④契約者（元請）より日本照明工業会へ証明書発行の申請（上記②で取得した根拠資料が必須です。）
- ⑤日本照明工業会より契約者（元請）へ証明書の郵送
- ⑥契約者（元請）より設備ユーザーへ証明書の郵送
- ⑦設備ユーザーより主務大臣（担当省庁）へ計画の申請
- ⑧主務大臣（担当省庁）より設備ユーザーへ計画の認定
- ⑨設備ユーザー設備取得（例外あり）
- ⑩設備ユーザーより所轄市町村へ税務申告

注意事項

- ・スキーム①・スキーム②ともに日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・書類に不備（型式や所在地の誤り）等が発生した場合、税制措置を受けられない場合があります。
- ・当該設備の所在地が、以下7都府県に該当する場合には別紙をご確認下さい。
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府

お問合せ

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・中小企業庁 TEL:03-3501-5803
(中小企業等経営強化法に基づく税制措置について)
- ・日本照明工業会 TEL:03-6803-0501

固定資産税の特例は中小企業経営強化税制との併用が可能です。